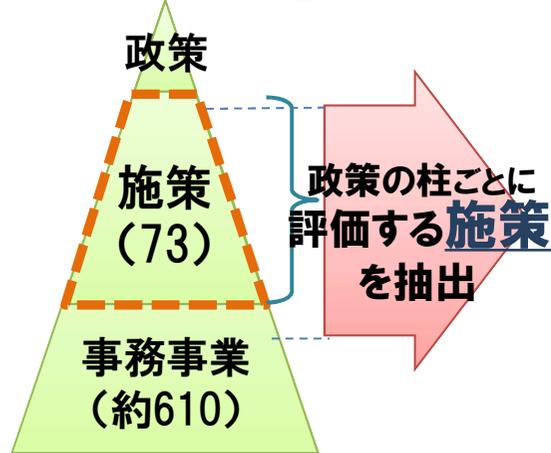


# 部会での審議対象施策選定の考え方

審議対象施策の選定は、「選定の視点」等に基づき、候補となる施策を提示し、委員の意見や部会のバランスを考慮して、最終的に12の施策を選定する。

※評価対象施策選定のイメージ



## 選定の視点

- ① 社会経済状況の変化(新型コロナウイルス感染症の影響等)を踏まえ、方向性の確認が必要な施策
- ② 施策の達成度等の確認が必要な施策
- ③ 令和2・3年度に市が重点的に取組を進めており、部会で審議する必要性の高い施策
- ④ 総合計画と連携する分野別計画等の改定が行われる施策
- ⑤ これまで審議対象になっていない施策

1部会の審議件数(4件)  
×3部会

調整

最終的に  
12の施策を  
選定

## 選定外となる視点

- ア 施策の達成状況区分がA又はBであり、事業を取り巻く社会経済状況に変化がない施策
- イ 他の仕組み(公共事業評価審査委員会等)で同様の評価等を行っており、部会での審議対象とする必要性が低い施策
- ウ 成果指標の達成度が1つも把握できない施策
- エ 終了に数年度を要する事業を含んでおり、当該年度に評価する必要性が低い施策
- オ 前回、政策評価審査委員会の部会で審議した施策(状況等の変化から再度確認が必要な施策を除く)

選定外となる視点を考慮

①・②は優先的に選定

◎「選定の視点」と「選定外となる視点」を踏まえ、12の候補施策を提示

◎その他、委員意見を踏まえ候補となる複数の施策を提示

委員会の意見・部会のバランスを考慮して選定

部会の構成	施策数
部会1 ⇒対象施策22 (仮称:子育て・教育・福祉部会)	4件程度
部会2 ⇒対象施策27 (仮称:まちづくり部会)	4件程度
部会3 ⇒対象施策24 (仮称:自治・文化・経済部会)	4件程度